

群馬県地球温暖化対策指針

(自動車対策編)

令和 7 年 5 月

群馬県

目次

第1 新車販売時の自動車環境情報の表示・説明	1
第2 アイドリングストップの周知	1
1 駐車場面積の判断基準	1
2 看板等の設置数	2
第3 自動車環境計画	1
1 自動車環境計画を提出する者の判断基準	1
2 自動車環境計画・実施状況報告書の作成・提出等	2
第4 自動車通勤環境配慮計画	3
1 自動車通勤環境配慮計画を提出する者の判断基準	3
2 自動車通勤環境配慮計画・実施状況報告書の作成・提出等	4
別表温室効果ガスの排出の量を削減するために実施する措置の例	6

この指針は、2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」実現条例（以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、事業者等が条例第 3 章に規定する自動車の使用等に関する地球温暖化対策を実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

なお、この指針で使用する用語は、条例及び 2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」実現条例施行規則（以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

第 1 新車販売時の自動車環境情報の表示・説明

条例第 35 条に規定する新車販売事業者とは店舗において新車を 1 台以上陳列して販売する全ての事業者をいう。

なお、自動車修理工場等がその店舗に新車を陳列せず、カタログ等の資料によってのみ、新車を販売する場合にあっては、自動車環境情報の表示・説明義務の対象とはならないが、可能な限り購入者に対する自動車環境情報の説明を行うよう努めるものとする。

第 2 アイドリングストップの周知

1 駐車場面積の判断基準

規則第 21 条の駐車の用に供する面積とは、自動車の駐車をするための場所として区画線がある駐車場にあっては、区画線に区切られた面積の合計をいう。区画線がない駐車場にあっては、当該駐車場の駐車可能台数に 13 平米を乗じた面積で判断するものとする。

2 看板等の設置数

周知の手段として看板又は張り紙等の設置する場合においては、駐車を行おうとする自動車の運転者に見えやすい場所に、当該駐車場の形状、面積等を考慮し 1 枚以上設置するものとする。

第 3 自動車環境計画

条例第 38 条第 1 項に規定する者が、自動車環境計画及び自動車環境計画の実施報告を作成するにあたり、必要な事項を以下に定める。なお、条例第 39 条の規定により、条例第 38 条第 1 項に規定する者以外の者が、自動車環境計画及び自動車環境計画の実施報告を作成する場合にあっても、以下の規定を参考にするものとする。

1 自動車環境計画を提出する者の判断基準

(1) 自動車環境計画の提出事業者の範囲

条例第 38 条第 1 項及び規則第 22 条により、自動車環境計画を提出すべき者は、計画対象年度の前年度末時点で、自動車の使用の位置を県内に登録している車両を 100 台以

上保有する者である。

「保有」とは、自ら所有し使用するだけでなく、リース契約等により他者から継続的に車両を借り受けて使用している場合を含む。

また、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業を業とする者で事業用自動車（トラック、バス、タクシー）を 100 台以上保有する者（自社運送をする事業者のトラックを含む）にあっては、条例第 20 条及び規則第 5 条第 2 号により排出削減計画の提出義務があることから、自動車環境計画については提出を要しない。

（２）対象となる自動車

二輪の自動車及び被けん引車並びに大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除き、自動車の使用の位置を県内に登録している車両の全てを自動車環境計画の対象とする。

２ 自動車環境計画・実施状況報告書の作成・提出等

（１）自動車環境計画書の作成

条例第 38 条第 1 項に規定する自動車環境計画は、自動車環境計画を提出する日を含む年度を対象とする単年度の計画とし、条例第 40 条に規定する自動車環境計画に基づく措置の実施の状況の報告と併せて、別記様式第 2 号（自動車環境計画・実施状況報告書）により、次に定める事項を記載して作成するものとする。

ア 事業者の主たる事業の業種

日本標準産業分類に従い、主たる事業の名称を記載する。

イ 自動車の保有台数

下記について、自動車環境計画を提出する年度の前年度の末日における状況を記載する。

（ア）自動車の保有総数

自動車の使用の位置を県内に登録している車両の総数

（イ）電動車等の台数

保有する自動車の総数のうち、電動車及び天然ガス自動車並びに自動車燃費性能評価・公表制度（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成 16 年国土交通省告示第 61 号））に基づく燃費基準達成車（以下「低燃費車等」という。）の台数。

（ウ）電動車等の割合

電動車の台数を自動車の保有総数で除した数値に、100 を乗じた数値。

（エ）ハイブリッド車の台数

（イ）のうち、電気を動力の一部として使用して走行する自動車の台数

（オ）プラグインハイブリッド車の台数

（イ）のうち、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車の台数。

（カ）電気自動車の台数

(イ)のうち、電気のみを動力として使用して走行する自動車の台数

(キ)燃料電池自動車の台数

(イ)のうち、水素から得られるエネルギーのみを動力として使用して走行する自動車の台数。

ウ 推進体制

事業者内における、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の削減に関する取組の推進責任者、担当者、点検体制等をまとめた推進体制を記載する。なお、環境マネジメントシステムを構築している場合は、当該規格の名称、取得日等を併記する。

エ 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のために実施した措置

自動車環境計画書において記載した措置及び計画期間中に追加的に実施した措置の実施結果を、個別具体的に記載する。

オ 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する措置

計画対象年度において実施する自動車の使用に伴う温室効果ガスの抑制等に直接の影響を及ぼす取組及び措置を、個別具体的に記載する。(別表に掲げる事項を参照のこと)

カ 特記事項

過去に実施した自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を削減するための措置等や自動車環境計画書に記載した自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制のために実施する措置が達成できなかった場合、その理由等を記載する。

キ 連絡先

自動車環境計画・実施状況報告書を作成した担当部署名、担当者名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスをそれぞれ記載する。

(2) 自動車環境計画・実施状況報告書の提出

ア 自動車環境計画・実施状況報告書は、計画対象年度の7月31日までに知事に提出するものとする。

イ 添付資料

自動車環境計画・実施状況報告書には、(1) カの記載事項に関する参考資料を添付するものとする。

(3) 自動車環境計画の変更

計画の内容を変更した場合(規則第24条に規定する軽微な変更を除く)、その事実があった日から30日以内に、変更後の自動車環境計画書を知事に提出するものとする。

第4 自動車通勤環境配慮計画

条例第43条第1項に規定する者が、自動車通勤環境計画及び自動車通勤環境配慮計画の実施報告を作成するにあたり、必要な事項を以下に定める。なお、条例第44条の規定により、条例第43条第1項に規定する者以外の者が、自動車通勤環境配慮計画及び自動車通勤環境配慮計画の実施報告を作成する場合にあっても、以下の規定を参考にするものとする。

1 自動車通勤環境配慮計画を提出する者の判断基準

条例第43条第1項及び規則第28条により、自動車通勤環境配慮計画を提出すべき者は、県内に所在する事業所において常時雇用する従業員(※1)の総数が、計画対象年度の4月1日時点で1,000人以上である者である。

※1：常時雇用される従業員

計画を提出する年度の4月1日時点で、期間を定めず、若しくは1月を超える期間を定めて雇用されている者（いわゆる「社員」等である期間が連続して1ヶ月を超える者）又は日々若しくは1月以内の期間を限って雇用されており、前2月の各月において18日以上雇用された者（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合がある）をいう。

常時雇用される従業員として数える例（「○」のもの）

役 員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 （出向者）	別事業者への 下請け労働者	他からの派遣 者（出向者）	別事業者からの 下請け労働者
×	○	×	×	×	○	○

役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時雇用する従業員の数として数える。

2 自動車通勤環境配慮計画・実施状況報告書の作成・提出等

（1）自動車通勤環境配慮計画・実施状況報告書の作成

条例第43条第1項に規定する自動車通勤環境配慮計画は、自動車通勤環境配慮計画を提出する日を含む年度を対象とする単年度の計画とし、条例第45条に規定する自動車通勤環境配慮計画に基づく措置の実施の状況の報告と併せて、別記様式第3号（自動車通勤環境配慮計画・実施状況報告書）により、次に定める事項を記載して作成するものとする。

ア 事業者の主たる事業の業種

日本標準産業分類に従い、主たる事業の名称を記載する。

イ 自家用自動車による通勤の状況

下記について、計画区分においては、計画年度の4月1日時点の状況を記載し、報告区分においては、報告年度の3月31日時点の状況を記載する。

(7)常時雇用する従業員の数

県内に所在する事業所において常時雇用する従業員の総数

(4)自家用自動車のみで通勤する者の数

常時雇用する従業員のうち、自家用自動車のみで通勤する者の数

(5)自動車通勤の割合

自家用自動車のみで通勤する者の数を常時雇用する従業員の総数で除した数値に、
100 を乗じた数値

ウ 推進体制

事業者内における、自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の推進責任者、担当者、点検体制等をまとめた推進体制を記載する。なお、環境マネジメントシステムを構築している場合は、当該規格の名称、取得日等を併記する。

エ 自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の量削減のために実施した措置

自動車通勤環境配慮計画書において記載した措置及び計画期間中に追加的に実施した措置の実施結果を、個別具体的に記載する。

オ 自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のために実施する措置

計画対象年度において実施する自動車通勤に伴う温室効果ガスの削減等に直接の影響を及ぼす取組及び措置を、個別具体的に記載する（別表に掲げる事項を参照のこと）。

カ 特記事項

過去に実施した自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための措置等や自動車通勤環境配慮計画書に記載した自動車通勤に伴う温室効果ガスの排出の削減のために実施する措置が達成できなかった場合、その理由等を記載する。

キ 連絡先

自動車通勤環境配慮計画・実施状況報告書を作成した担当部署名、担当者名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスをそれぞれ記載する。

(2) 自動車通勤環境配慮計画・実施状況報告書の提出

ア 提出期限

自動車通勤環境配慮計画・実施状況報告書は、計画対象年度の7月31日までに知事に提出するものとする。

イ 添付資料

自動車環境計画書には、(1) カの記載事項に関する参考資料を添付するものとする。

(3) 自動車通勤環境配慮計画の変更

計画の内容を変更した場合（規則第30条に規定する軽微な変更を除く）、その事実があった日から30日以内に、変更後の計画書を知事に提出するものとする。

別表 温室効果ガスの排出の量を削減するために実施する措置の例

区分	削減対策
(1)取組体制の整備	① 温室効果ガス排出削減に取り組むための責任者の設置や研修・教育体制整備の強化、管理マニュアルの作成等により、効率的かつ効果的な取組体制を整備する。 ② 群馬県環境G S 認定制度の利用や、環境マネジメントシステムの導入により、第三者機関のチェックによる信頼性の高い仕組みを整備する。
(2)エコドライブの推進	① 空ぶかし、急発進・急加速をしない、アイドリングストップの実施、エンジnbrakeの多用等、交通の安全に配慮したエコドライブを推進する。 ② エコドライブの具体的な実践方法についてマニュアル等を整備し、運転者への周知や講習会への参加等の教育を実施する。 ③ タイヤの空気圧の適正化、エアクリーナ及びエンジンオイルの交換等を定期的に行って、良好な状態に維持する。
(3)営業車使用方法の見直し	① 電気自動車、ハイブリット自動車、天然ガス自動車、トッprunner燃方法の見直費基準達成車、アイドリングストップ装置装着車等を計画的に導入する。 ② 使用目的に応じた車両の使用や低燃費車の優先使用により温室効果ガス排出の削減に努める。 ③ 出張時の公共交通機関利用や近距離の移動に車を使わない等により温室効果ガス排出の削減に努める。
(4)通勤方法の見直し	① ノーマイカーデーの設定等により公共交通機関利用や自転車通勤を促進見直しすること。また優遇措置について考慮する。 ② 通勤時の渋滞緩和のために時差通勤等の導入を考慮する。